

ほう たいしょう 法の対象

しょうがい ていぎ 障害の定義について

でーびーあいにはんかいぎ
DPI 日本会議
やまもと はじめ
山本 創

しょうがいしゃけんりじょうやく
障害者権利条約においては、その目的には、
しょうがい ひと しゅしゅ しょうへき そうごさよう
「障害のある人には、種々の障壁との相互作用
により、他の者との平等を基礎とした社会へ
の完全かつ効果的な参加を妨げることのある、
かんぜん こうかてき さんか さまた
完全かつ効果的な参加を妨げることのある、
ちようき しんたいてき せいしんてき ちてきまた かんかくてき き
長期の身体的、精神的、知的又は感覚的な機
のうしょうがい ひと ふく きてい
能障害のある人を含む」と規定がなされてい
る。つまり、「社会への完全かつ効果的な参加
を妨げられる」ことを基準とした障害の概念
が示された上、特定の障害者が排除されるこ
とのないよう十分に注意することが明記さ
れている。

にほん げんじょう しんたいきのう とつ
しかし、日本の現状では身体機能のみに特
化した、きわめて狭い障害の範囲となってい
る。「自立支援法」における対象は（第4条）、
けつきよくかくしょうがいしゅべつ ふくしほう しょうがいしゃ
結局、各障害種別の福祉法という障害者となっ
ている。特に、しんたいしょうがいしゃふくしほうだい じょう
「身体障害者福祉法第4条」では、
「身体障害者とは、別表に掲げる身体上の障害
がある18歳以上の者であって、都道府県知事
から身体障害者手帳の交付を受けたものをい
う」と、別表による特定の機能障害に偏った
りジッド（硬直）な認定基準と、それに基づ
く身体障害者手帳の交付が要件と明記されて
いる。そのために「自立支援法」における支
給決定プロセスでの障害程度区分で該当する

にもかかわらず、しょうがいしゃてちよう しょうじ
にもかかわらず、障害者手帳を所持していな
いために手続きの入り口段階で排除される
ものを生み出す仕組みとなっている。つまり、
げんこうせいど しゃかい かんぜん こうかてき さんか
現行制度は、「社会への完全かつ効果的な参加
を妨げる障害を持っている」にも関わらず
はいじょう しょう せいど
排除される者がいる制度なのである。

げんじょう そうきゅう かいしょう
この現状を早急に解消するために、げんこう
しょうがいしゃてちよう い くち はいじょう
障害者手帳をもっているものは入り口で排除
されないことは当然とした上で、持っていな
くても、サービスへのニーズが支給決定過程
において認められる場合は、この法律の対象
となるとした。また、しょうがいしゃけんりじょうやく ていき
「社会への完全かつ効果的な参加を
妨げられている者」との障害概念を積極的に
取り入れ、以下の規定を提起することとした。
「この法律においては、しんたいしょうがいしゃてちよう りょう
身体障害者手帳、身体障害者手帳、療
育手帳、せいしんほけんふくしてちよう しょうじ
育手帳、精神保健福祉手帳の所持にかかわら
ず、身体的、精神・知的障害にともない、他
の者との平等を基礎として社会への完全かつ
こうかてき さんか さまた
効果的な参加を妨げられている者（児）であっ
て、この法律のサービスの必要であると支給
けてい みと もの せいど たいしょう
決定において認められる者（児）を対象とす
る。」